

平成30年第2回市議会定例会 議会運営委員会説明資料
(3月13日追加提案分)

議案案件 5件 (条例=2件、補正予算=1件、単行=2件)

○ 条例議案 2件

頁

1	議案第61号	都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	1
	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、扶養家族のある消防団員の補償基礎額の加算額を改定するため、所要の改正を行うもの		
2	議案第62号	都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	7
	山野原(さんやばる)団地の用途を廃止するため、所要の改正を行うもの		

○ 補正予算議案 1件

頁

3	議案第63号	平成29年度都城市一般会計補正予算(第7号)	別紙
---	--------	------------------------	----

○ 単行議案 2件

頁

4	議案第64号	都城市教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて	11
	教育委員会委員及び教育長の黒木 哲徳(くろぎ てつり)氏が、平成30年2月24日付けで任期満了となったため、教育長に児玉 晴男(こだま はるお)氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの		
5	議案第65号	都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	15
	教育委員会委員の小西 宏子(こにし ひろこ)氏が、平成30年3月31日付けで辞職するため、同氏の後任として岡村 夫佐(おかむら ふさ)氏を任命することについて、議会の同意を求めるもの		

※ 全員協議会

- ・平成30年3月13日(火) 本会議終了後
 - ・第2次スポーツ施設整備ビジョン骨子(案)について
 - ・第2次都城市総合計画(総合戦略)について
 - ・旧都城市民会館問題と今後の対応について
(総合政策部総合政策課)

平成30年第2回都城市議会定例会（3月追加）

（議案第61号～第65号）

議案第61号

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月13日提出

都城市長 池田 宜永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（同法第36条において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項及び第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務協力者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同法第3項読み替えて適用される場合）及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「水防（以下「消防作業等」）に従事した者により死亡し、負傷し、若しくは救急業務等に従事した者による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったとき、その者がこの条例によって損害補償を受けるべき者に対して、</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同法第3項読み替えて適用される場合）及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「水防（以下「消防作業等」）に従事した者により死亡し、負傷し、若しくは救急業務等に従事した者による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったとき、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、</p>

<p>を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>333円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>267円</u>(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については<u>333円</u>)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については<u>300円</u>)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事

由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第62号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年3月13日提出

都城市長 池田 宜永

都城市営住宅条例の一部を改正する条例

都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(同居の承認)</p> <p>第13条 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。この場合において、同居させようとする者は、市区町村税を滞納しておらず、暴力団員でない者でなければならない。</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第14条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法による。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定</p>	<p>(同居の承認)</p> <p>第13条 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。この場合において、同居させようとする者は、市区町村税を滞納しておらず、暴力団員でない者でなければならない。</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第14条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法による。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定</p>

にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

別表第1 (第3条関係)

団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数
(略)				
小鷹原	(略)			
山野原	都城市太郎坊町6682番地	昭和46	簡易耐火平屋 建	10
		昭和47	簡易耐火平屋 建	25
(略)				

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する。

別表第1 (第3条関係)

団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数
(略)				
小鷹原	(略)			
(略)				